

広 監 第 3 1 号
令和 6 年 3 月 8 日

請求人 あて

広陵町監査委員 赤 銅 修
同 吉 村 裕 之

広陵町職員措置請求について（通知）

令和6年2月9日付けで提出された広陵町職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める請求要件を欠くものであり、これを却下することが相当であると合議により決定したので通知します。

記

第1 本件請求の趣旨

正相町営住宅建物収去土地明渡訴訟に係る弁護士への着手金及び成功報酬は、当該町営住宅における違法増改築などの不法行為や所得超過による住宅明け渡しの必要性を認識しながら放置するなど、公有財産の管理怠慢の結果によるものであり、当該訴訟に関する費用を税金で支出することは違法かつ不当な会計支出と言わざるを得ず、当該支出した費用につき町長に返還を求める。

第2 却下と決定した理由

法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法または不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法または不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

このことから、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令等に違反している等の具体的な違法・不当性が主張されていることが必要である。

本件請求において、監査請求の対象となっている行為について違法・不当性が主張されているかの審査を実施したところ、請求人は町営住宅入居者の違法行為を認識しながら放置した結果として提起した訴訟に係る弁護士報酬であるから違法な公費支出であると主張するのみであり、これらの記述だけでは当該弁護士報酬支出にかかる違法・不当性について具体的に主張・立証がなされているとは言えず、また弁護士報酬に係る支出のうち着手金に係る支出については、当該支出から1年を経過していた。

このため、令和6年2月16日付けで請求人に対し、請求人が主張する弁護士費用の支出について、当該支出が違法又は不当であるという事由について個別具体的な主張の記載及びその主張を立証する資料の添付並びに当該支出のうち支出から1年を経過している支出については1年を経過して請求することについての正当な理由の記載などの補正を同年2月28日までにを行うよう求めたところ、同年2月26日に請求人から補正書と新たな資料（以下「補正書等」という。）の提出を受けた。

請求人からの補正書等における主張及び資料の内容は、いずれも本件請求書に記載された当該町営住宅における違法増改築などの不法行為や所得超過による住宅明け渡しの必要性を認識しながら放置するなど、公有財産の管理怠慢であるとの主張について表現を変えて追加主張するものであり、当職から補正を命じた弁護士報酬の支出自体が違法又は不当であるという事由についての個別具体的な主張及びその主張を立証する資料の添付はなされていなかった。

さらに、1年を経過している支出行為に対して監査請求を行う正当な理由とは、例えば、当該行為が極めて秘密裡に行われ1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過したような場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すとされるところ、請求人は着手金と成功報酬は一連の事務に対する報酬であり分離して論ずることはできないとの見解を述べるにとどまり、上記のような場合に当たるとの主張・立証はないことから、法第242条ただし書の「正当な理由があるとき」に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を欠く不適法なものであり、却下するのが相当であると判断する。